

厚生労働省 令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
一時保護所職員に対して効果的な研修を行うための調査研究

非行児童について

非行や非行児童の性格の傾向、子どもが非行に走るメカニズムについて理解することを目的とします。

目次

| | |
|---------------------------|----|
| 1.非行/非行少年とは | 2 |
| 2.少年非行の現状 | 3 |
| 3.非行少年の家庭裁判所送致までの手続の流れ | 6 |
| 4.家庭裁判所送致から児童相談所に送致されるケース | 9 |
| 5.非行少年の特性について述べた様々な理論 | 10 |
| 6.少年・青少年の非行の深まり方 | 11 |
| 7.非行の背景要因 | 12 |
| 8.非行少年の立ち直りに向けての関わり方の段階 | 13 |

非行/非行少年とは



Point !

- 20歳未満の少年（少女）による犯行は少年法により「非行」とみなされます
- 児童相談所に通告されるのは「触法少年」、「14歳未満のぐ犯少年」、「18歳未満のぐ犯少年で家庭裁判所に通告・送致するよりも児童福祉法による措置に委ねるのが適当と思われる少年」の3通りです。

非行/非行少年とは

- 非行とは、20歳未満の者が刑罰法令に違反する行為をいいます。
- 非行少年は犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年のことをいいます。
- 非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、家出等を行って警察に補導された20歳未満の者を不良行為少年といいます。

非行少年

犯罪少年

犯罪行為をした14歳以上20歳未満の者
(少年法3条1項1号)

触法少年

刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者
(少年法3条1項2号)

ぐ犯少年

18歳未満で、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある者
(少年法3条1項3号)

非行少年処遇の概要

- 「**触法少年及び14歳未満のぐ犯少年**」(14歳未満の非行少年)は、これを発見した者から児童相談所に通告がなされます。
- 児童相談所長は通告を受けた少年について、家庭裁判所の審判に付することが適当であると認めた場合は、家庭裁判所に送致します。(児福法27条1項4号)
- 家庭裁判所は14歳に満たない少年については都道府県知事又は児童相談所長から送致を受けたときに限り審判に付することができます(少年法3条2項)。

- 少年：20歳に満たない者をいう(少年法2条1項)
- 児童：満18歳に満たない者(児福法4条1項、児虐法2条) 20歳に満たない者(母福法6条3項) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者(児童扶養手当法3条)
- 特定少年：18歳以上の少年(少年法62条1項)。全件が家庭裁判所に送られ、家庭裁判所が処分を決定する。

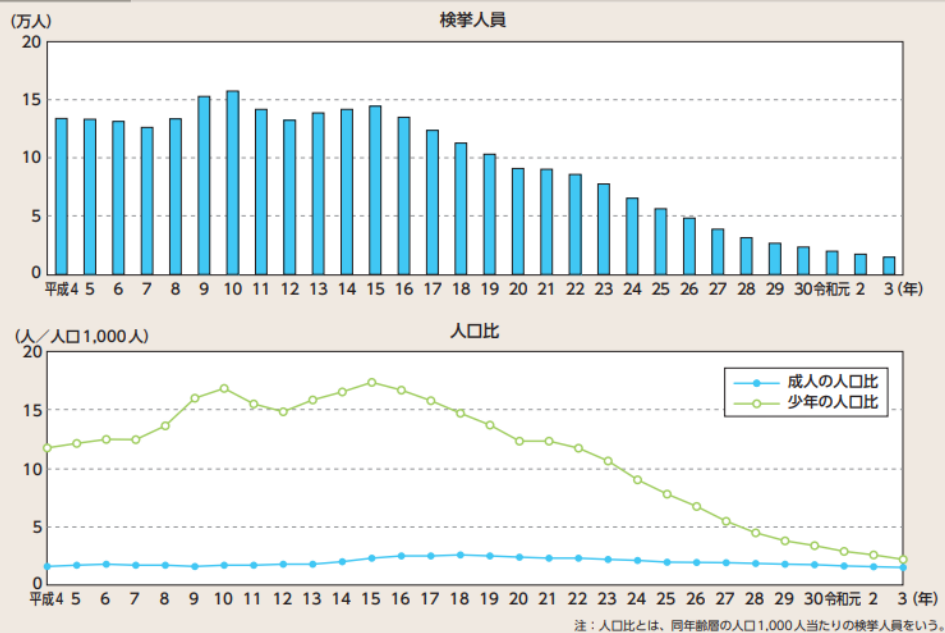
(出所)『犯罪白書(令和3年版)』p117

少年非行の現状

刑法犯少年検挙人員の推移

- 刑法犯少年の検挙人員は18年連続の減少となっています。
- 同年齢層の人口1,000人当たりの検挙人員は成人と比べ引き続き高い水準にあります。

図表2-88 刑法犯少年の検挙人員・人口比の推移（平成4年～令和3年）



(出所) 『警察白書 (令和3年版)』p97

罪名別・男女別の刑法犯少年の検挙人員 (令和2年)

- 令和2年における少年による刑法犯の検挙人員 (男女別) 及び少年比を罪名別にまとめた表は下記のとおりで、窃盗による検挙人員がもっとも多くなっています。

3-1-1-6表 少年による刑法犯 検挙人員・少年比 (罪名別, 男女別)

| 罪 名 | 総 数 | 男 子 | 女 子 | (令和2年) | |
|-------------|----------------|--------|-------|--------|------|
| | | | | 女子比 | 少年比 |
| 総 数 | 22,990 (100.0) | 19,299 | 3,691 | 16.1 | 12.3 |
| 殺 人 | 51 (0.2) | 45 | 6 | 11.8 | 5.8 |
| 強 盗 | 344 (1.5) | 313 | 31 | 9.0 | 20.8 |
| 放 火 | 59 (0.3) | 46 | 13 | 22.0 | 9.7 |
| 強 制 性 交 等 | 160 (0.7) | 159 | 1 | 0.6 | 13.3 |
| 暴 行 | 1,291 (5.6) | 1,142 | 149 | 11.5 | 5.1 |
| 傷 害 | 2,033 (8.8) | 1,863 | 170 | 8.4 | 10.7 |
| 恐 喝 | 395 (1.7) | 349 | 46 | 11.6 | 25.6 |
| 窃 盗 | 12,514 (54.4) | 9,898 | 2,616 | 20.9 | 13.7 |
| 詐 欺 | 715 (3.1) | 585 | 130 | 18.2 | 8.6 |
| 横 領 | 1,834 (8.0) | 1,646 | 188 | 10.3 | 15.0 |
| 遺失物等横領 | 1,812 (7.9) | 1,626 | 186 | 10.3 | 16.3 |
| 強 制 わ い せ つ | 420 (1.8) | 410 | 10 | 2.4 | 14.4 |
| 住 居 侵 入 | 957 (4.2) | 865 | 92 | 9.6 | 24.9 |
| 器 物 損 壊 | 833 (3.6) | 744 | 89 | 10.7 | 15.7 |
| そ の 他 | 1,384 (6.0) | 1,234 | 150 | 10.8 | 10.6 |

(出所) 『犯罪白書 (令和3年版)』p108

少年非行の現状

特別法犯少年検挙人員の推移

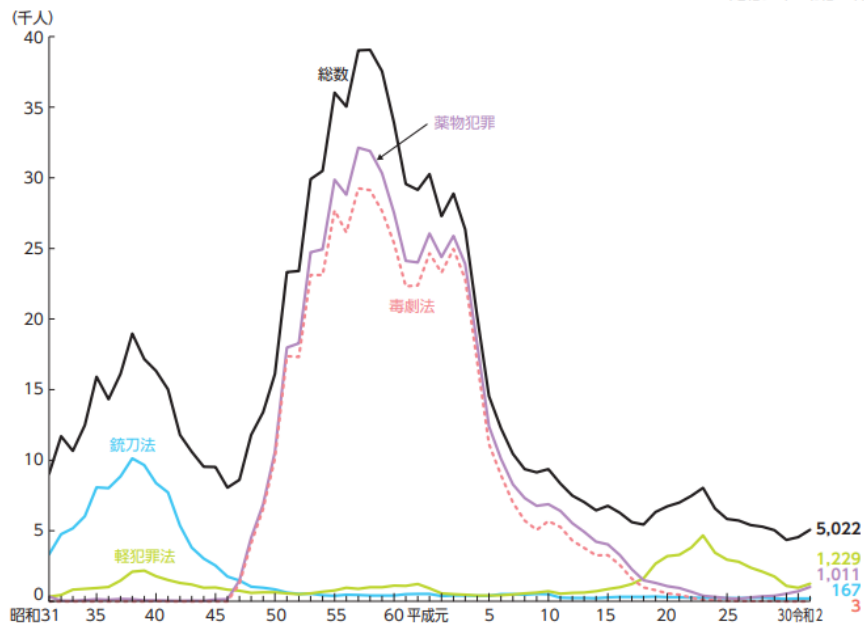
- 特別法犯少年の検挙人員は令和元年から増加に転じています。
- 平成18年以降は軽犯罪法違反が特別法犯の中で最も多いです。

罪名別特別法犯少年の検挙人員構成比（令和2年）

- 令和2年における犯罪少年による特別法犯の検挙人員の罪名別構成比は下記のとおりです。

3-1-2-1 図 少年による特別法犯 検挙人員の推移

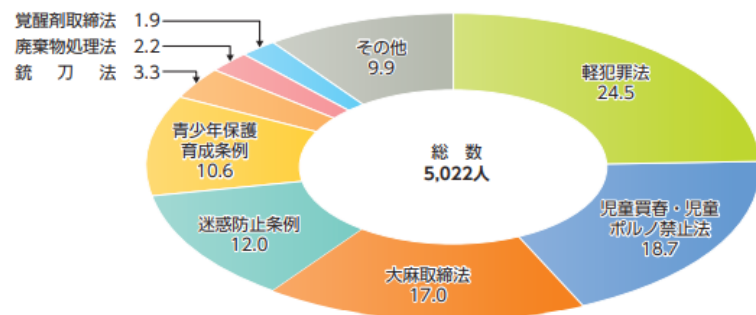
(昭和31年～令和2年)



(出所) 『犯罪白書（令和3年版）』p110

3-1-2-2 図 少年による特別法犯 検挙人員の罪名別構成比

(令和2年)



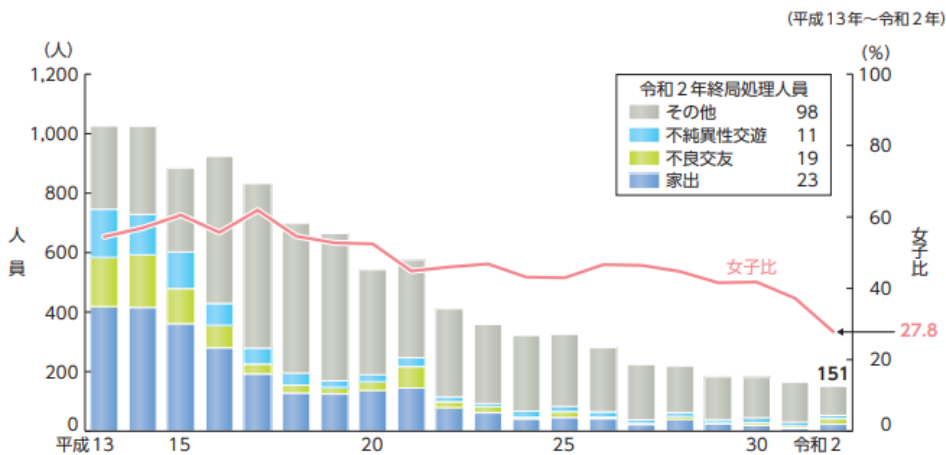
(出所) 『犯罪白書（令和3年版）』p111

少年非行の現状

ぐ犯少年の推移

- ぐ犯について、態様別の家庭裁判所終局処理人員及び女子比の推移は以下のとおり

3-1-3-1 図 家庭裁判所終局処理人員（ぐ犯の態様別）・女子比の推移

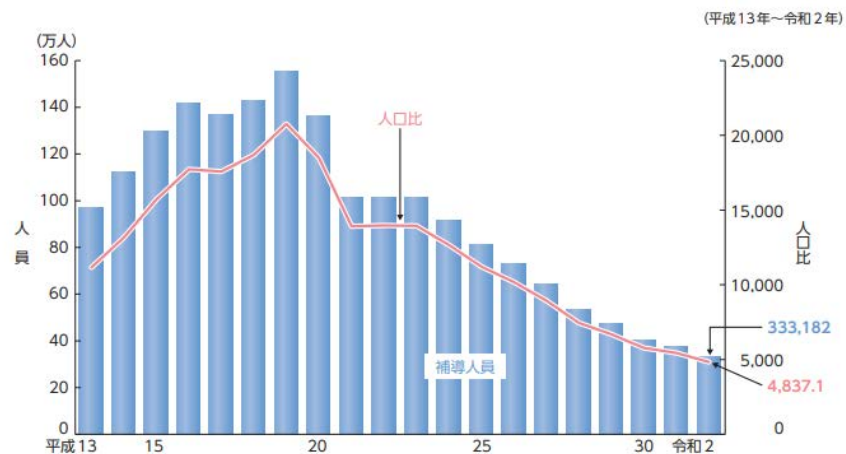


(出所)『犯罪白書(令和3年版)』p113

不良行為少年の推移

- 令和2年における不良行為少年の補導人員は33万3,182人となっている。

3-1-4-1 図 不良行為少年 補導人員・人口比の推移



(出所)『犯罪白書(令和3年版)』p114

ぐ犯少年と不良行為少年のちがい

ぐ犯少年：

①保護者の正当な監督に服しない性癖のあること、②正当な理由がなく家庭に寄りつかないこと、③犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいかがわしい場所に入出入りすること、④自己又は他人の特性を害する行為をする性癖のあること、といったぐ犯事由のいずれかを有し、知能・性格等本人の問題点や家庭、学校、不良交遊等の非行の誘因・抑止双方に關係する環境的要因等を総合的に検討して、将来罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年

不良行為少年：

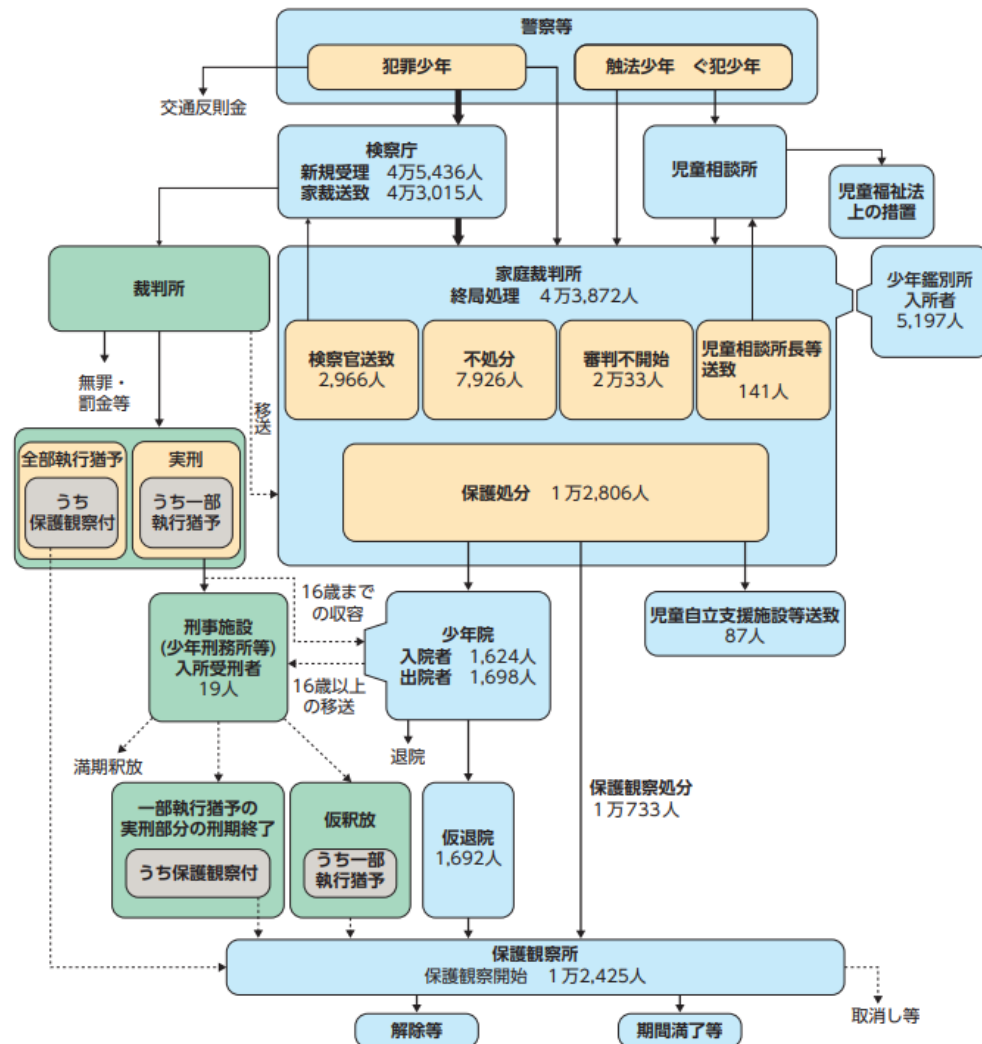
非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の特性を害する行為をしている少年

犯罪少年の家庭裁判所送致までの手続の流れ

犯罪少年

- 警察等は、少年の被疑事件について捜査を遂げた結果、犯罪の嫌疑があると思料するときは、交通反則通告制度に基づく反則金の納付があった道路交通法違反を除き、罰金以下の刑に当たる犯罪の被疑事件は家庭裁判所に送致し、それ以外の刑に当たる犯罪の被疑事件は検察官に送致します。（少年法41条）
- 検察官は、捜査を遂げた結果、犯罪の嫌疑があると思料するとき、又は家庭裁判所の審判に付すべき事由があると思料するときは、事件を家庭裁判所に送致します。（少年法42条）
- 検察官は、少年が満20歳に達した場合や、犯罪の嫌疑がなく、家庭裁判所の審判に付すべき事由もない場合などを除き、事件を家庭裁判所へ送致しなければなりません。
- なお、**犯罪少年は児童相談所には通告されません**（児福法25条1項）

(令和2年)



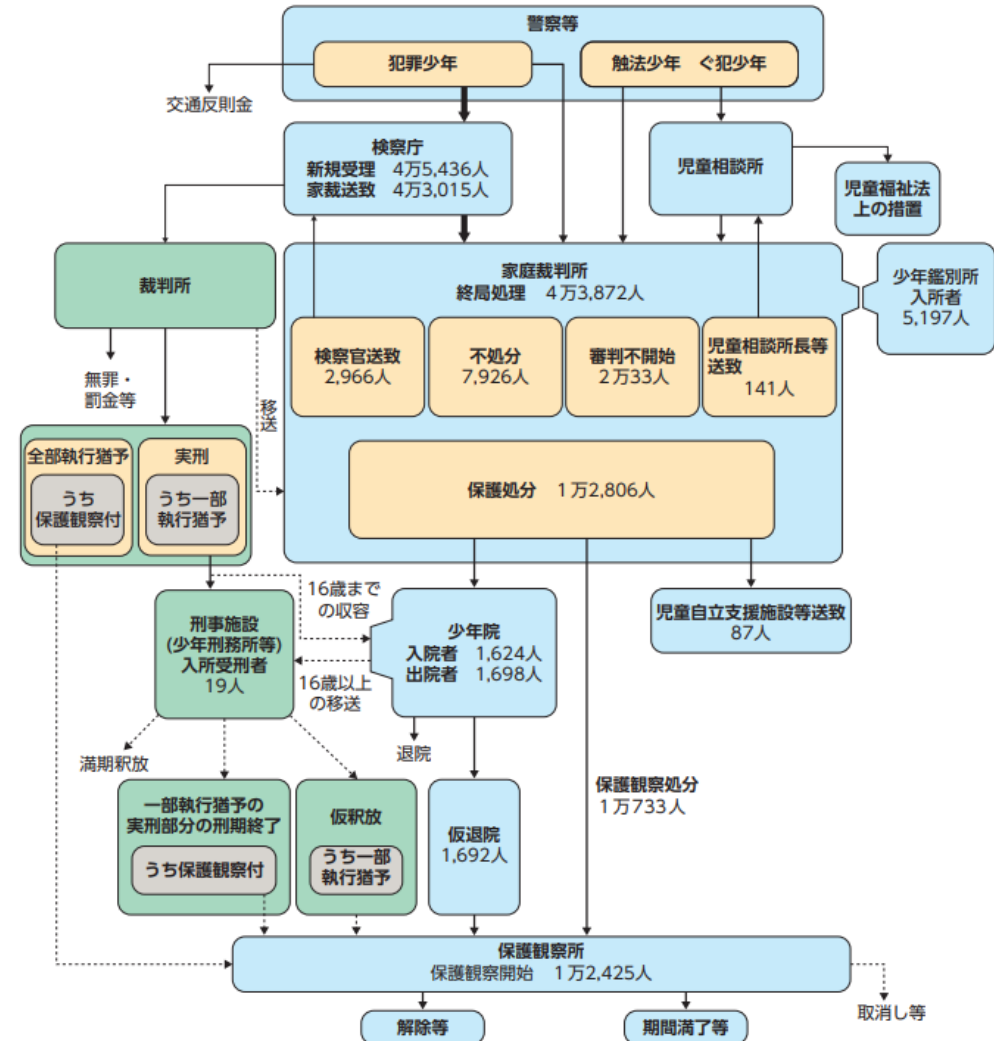
(参考)『犯罪白書(令和3年版)』pp117-118

触法少年の家庭裁判所送致までの手続の流れ

触法少年

- 警察官は、少年（14歳未満）の行為が
 - ①故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪
 - ②死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役若しくは禁固にあたる罪、
 - ③家庭裁判所の審判に付するのが相当と思料されるもの
 いずれかに該当する場合、事件を児童相談所長に送致します。（少年法6条の6第1項）
- 児童相談所は、触法少年について児童福祉司や児童心理士らにより生育歴や性格、家庭環境、学校での状況、交友関係などを調査し、ケース会議を経て、次の2通りの処分を決定します
 - i 家庭裁判所送致
 - ii 児童相談所における福祉的措置の実施
 なお、児童相談所長は①、②に該当するとして警察官から送致を受けた事件について、原則家庭裁判所に送致しますが、調査の結果必要がない場合は家庭裁判所に送致しないことができます。（少年法6条の7）

(令和2年)



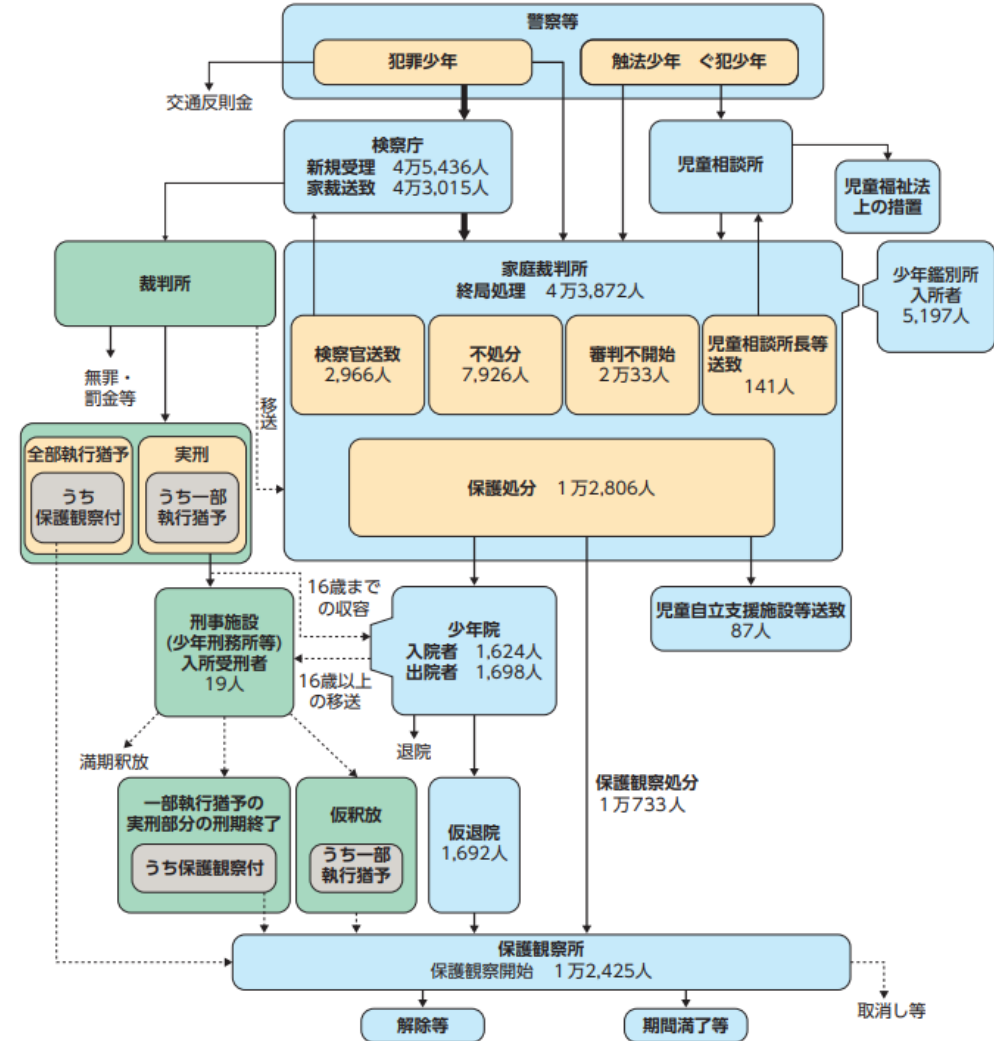
(参考)『犯罪白書(令和3年版)』pp117-118

ぐ犯少年の家庭裁判所送致までの手続の流れ

ぐ犯少年

- 14歳未満のぐ犯少年が要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）である場合、これを発見した者は当該児童を児童相談所に通告します。
- 児童相談所は、14歳未満のぐ犯少年について児童福祉司や児童心理士らにより生育歴や性格、家庭環境、学校での状況、交友関係などを調査し、ケース会議を経て、次の2通りの処分を決定します
 - 家庭裁判所送致
 - 児童相談所における福祉的措置の実施
- 14歳以上のぐ犯少年を発見した者は、家庭裁判所に通告します。**ただし、警察官又は保護者は、ぐ犯少年が18歳未満であり、かつ、家庭裁判所に送致・通告するよりも、まず児童福祉法による措置に委ねるのが相当であると認めるときは、児童相談所に通告することができます。

(令和2年)

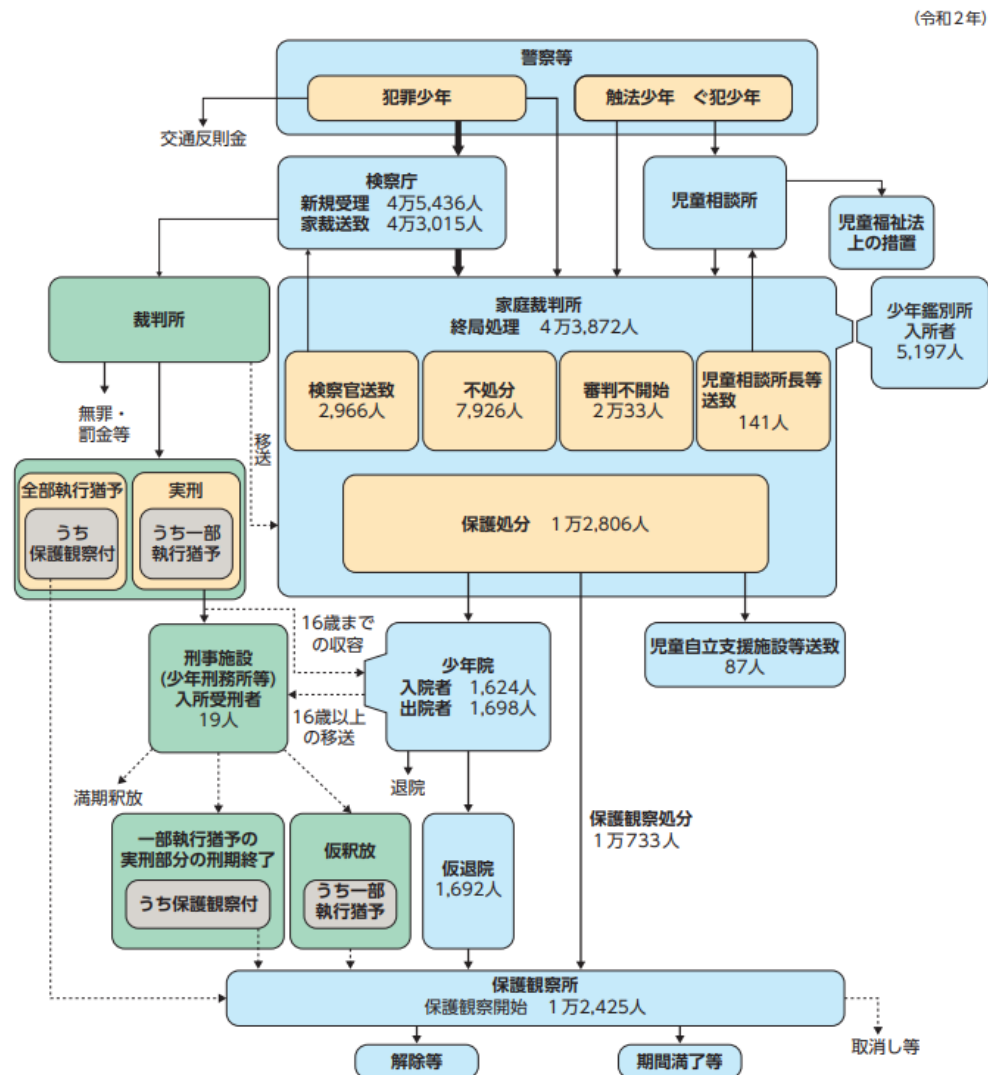


(参考)『犯罪白書 (令和3年版)』pp117-118

家庭裁判所送致から児童相談所へ送致されるケース

都道府県知事・児童相談所長送致処分

- 非行事件を犯した少年（18歳未満）について、家庭裁判所が非行性の程度・家庭環境等を調査して、「児童福祉法の規定による措置を相当と認めるとき（保護処分や保護的措置による不処分よりも、児童福祉機関の措置に委ねるのが適切と認められるとき）」に、その子どもは児童相談所へ送致されてきます。
- 児童福祉法の規定による措置を相当と認めるときとは、「少年の非行性は高くないが、家庭環境などの環境面における保護に欠け、継続的な指導を必要とする場合」です。
- 家庭裁判所から児童相談所へ送致された少年については、在宅措置や児童福祉施設入所措置など、児童相談所が行う様々な援助が行われます。



(参考)『犯罪白書 (令和3年版)』pp117-118

非行少年の特性について述べた様々な理論

多元的因子論

- アメリカの犯罪学者グリック夫妻は、経済状態や人種などにあまり差がない、非行少年とそうでない少年たちを比較した30年にわたる研究を行い、その結果両者の差異は性格特性因子、人格特性因子、社会的因子にあるとする多元的因子論を唱えました。
 - 性格特性因子
 - 社会的主張が強く、敵対的で猜疑心が強い性格。
 - 破壊的で感情も変わりやすい。
 - 人格特性因子
 - 反権威主義の冒険精神がある。
 - 行動が外向的で、直接的行動や具体的表現を好む。
 - 情緒不安定性もある。
 - 社会的因子
 - 保護者の厳格で気まぐれなしつけ、不適切な監督
 - 両親が子どもに無関心又は敵対的
 - 家族関係が希薄

ワイナーの帰属理論

- 現代の非行少年を考えると、アメリカの社会心理学者ワイナーの帰属理論が当てはめられることがあります。
- 帰属理論は、トラブルや不満の原因をどこに求めるかをタイプ分けしたもので、その帰属には内的貴族と外的帰属とがあります。
- 非行少年の場合は、成功や失敗の原因を自分の内部に求めることをせず、家庭や両親、学校などの外部に求めることが多く、他責の傾向があると言われています。

学習性無力感

- 何度も失敗し、何度も外的要因のせいにしていううちに、投げやりな態度が形成され「何をやってもうまくいかない、何をしても意味がない」ということを長期にわたって学習していくことを、アメリカの心理学者セリグマンが「学習性無力感」と発表しました。
- 無力感を持つようになった少年が非行に走る傾向があると言われています。

非行副次文化

- 一般に非行少年は、すでにある非行グループの仲間に加わって非行化していく場合がほとんどです。グループに居場所を見つけ、グループの悪しき文化に染まっていきます。
- グループの中で「上位」を得られると安心感を抱き、「下位」の少年は「上位」の少年に従うことでさらに犯罪に走るようになります。

(参考) 内山絢子 監修：面白いほどよくわかる！ 犯罪心理学.西東社.2022,pp144-147

少年・青少年の非行の深まり方

- 社会心理学者の安倍淳吉は、少年・青少年の社会化と非行進歩理論を展開しました。
- 子どもの社会化が進むにつれて非行レベルの行動範囲も広がっていくとする理論です。

社会化

非行レベル

非行深度Ⅰ

- 幼年期、少年期。
- 特に家族の存在が子どもの行動に直接的影響を与える時期

- 家庭内暴力、学校内でのいじめ、通学路にある店での万引きといった非行が起こり得る
- 行動範囲は家庭と学校の範囲に留まるが、非行が発覚すると社会問題に発展する

非行深度Ⅱ

- 思春期。
- 行動範囲が学校区域外にも広がる。
- 小遣いが増え、興味もいろいろな方向に向くようになり、通学路を外れて行動するようになる。
- そのため学校の先生や保護者の目が行き届きにくくなる

- 万引き、バイクや自転車の窃盗、バイクの暴走行為といった遊び感覚の集団非行が発生し得る。
- 計画性はなく、違法性も認識していない場合が多い。

非行深度Ⅲ

- 中卒で社会人となる者もいれば、高卒で社会人となる者も
- 仕事に就く者もいればフリーターやニート化する者も

- タバコの乱用、薬物使用の可能性が出てくる
- この時期にまで非行が続くようだと、社会化の進行がストップし、遊び型の非行から本格的な非行（犯行）へ移行してしまう危険性がある

非行深度Ⅳ

- 自分が犯罪者であることを自覚している段階
- 社会も明確に犯罪者として扱うようになる

- 窃盗、詐欺、暴力団・半グレへの加入など
- 犯行の手口が専門化
- 非行深度Ⅲの者を使って犯罪行動を起こさせることも

(参考) 内山絢子 慣習：面白いほどよくわかる！ 犯罪心理学.西東社.2022,pp148-151

非行の背景要因

- 非行が生まれる背景要因としては、例えば次のようなものがあります。

社会的絆からの逸脱

- アメリカの社会学者ハーシーは、以下4つの社会的絆が少ない少年は、そうでない少年と比べて、非行を行う可能性が高いとしました。

愛着 (アタッチメント)

- 家族や友人などの他人に対する愛情
- 特に親子間の愛着が重要
- 道徳的絆の中で最も重要とされる

傾倒 (コミットメント)

- 犯罪を行うことによる損得勘定
- 犯罪行為は結果としては割に合わない行動だと同調すること

巻き込み (関与)

- 順法的な生活に関わる時間が長ければ、それだけ非合法的なものに関わる時間や機会が少なくなる

信念 (規範観念)

- 社会的な規則・法律・規範の正しさを信じて尊敬すること

準拠集団での反社会的態度の形成

- 社会心理学者の安倍淳吉は、人が反社会的態度を心の中に形成するケースを4つに分類しました

- 準拠集団が持つ反社会的な価値観を受け入れる
- 準拠集団が持つ順法的な価値観を受け入れられない
- 準拠集団の混濁した価値観に順応する
- 準拠集団の順法的な価値観に硬直的に適応する

家庭・家族の負因

- 犯罪心理学者の森武夫は、非行少年の家庭の負因について以下3つを挙げています。

家庭の問題

- 欠損家庭（崩壊・片親）
- 機能障害（育児放棄、貧困、多子など）
- 生育環境とその変化（近隣地域環境など）

親の問題

- 親の機能不全（ゆるい監督、不適切なしつけ、反社会的行動、素行不良）
- 親の態度（過干渉、残酷、無視など）
- 親の愛情（拒絶、偏愛、敵意など）

親の喪失と不在

- 幼児期に母を失う母子分離・母性はく奪
- 父親不在
- 両親離別

ラベリング理論・予測の自己実現

- 社会的規範からの逸脱行為をした人を「逸脱者」としてラベルつけることにより、更なる逸脱を生み出すことがあります・

- 逸脱行為をした少年に、周りの人間が「あいつは不良だ、付き合っちゃいけない」などとラベルつけ（レッテルはり）をする
- ラベル付けされた少年は孤立し、悩み、苦しむ
- 非行グループが少年に声をかけ、少年は非行グループの誘いに乗る
- 犯行が常習化していき、非行少年となる。

(参考) 内山絢子 慣習：面白いほどよくわかる！ 犯罪心理学. 西東社. 2022, pp152-161

非行少年の立ち直りに向けての関わり方の段階

- 💡 Point !
- 非行少年と関わる時はよそよそしい態度をとってしまいがちですが、彼らはその態度に敏感でたちまち心を固く閉ざします。
 - 問題行動の是正に向けて、次の段階を踏んで、彼らと関わる必要があります。

立ち直りに向けての関わり方の4段階

| | |
|------------|---|
| 1 受け入れる | <ul style="list-style-type: none">● 上から目線、強い語気、叱咤激励は反発・萎縮を招くのでこれを避けます。● 非行自体は受け入れないものの、その子ども自身は否定しない● 適度に弱音を吐くことができ、自分を受け入れてくれるという関係性の構築を目指します |
| 2 褒め励ます | <ul style="list-style-type: none">● 非行少年はたいてい自己有用感が低いため、彼らの優れているところや適切な言動を認めた上で、折に触れて励まし、勇気づけ、少しずつ自己有用感を高めます● その関わりの中で「世間は暖かい」「大人は味方かも」と思わせ、順法的なコミュニティへの帰属意識を高め、規範意識の向上へつなげていきます |
| 3 考えさせる | <ul style="list-style-type: none">● 「こうすると、こうなる」という自分の行動の論理的な帰結を考えることができるように会話や面談の中で導いていきます |
| 4 教え諭す | <ul style="list-style-type: none">● 一定程度の関係性ができたところで、不良交友を通じて子どもが身に付けた誤った常識・情報を正し、適正行動がとれるように導いていきます。● この際、子ども自身が判断し、自らの意思で適正行動をとるように導き、「言われたとおりやってうまくいかなかった」という他責に陥らないように留意が必要です。 |

(参考) 長尾 和哉：非行・犯罪からの立ち直り 保護観察における支援の実例、金剛出版、2021、pp59-73

参考文献

- ・ 法務省「犯罪白書（令和3年版）」
- ・ 警察庁「警察白書（令和3年版）」
- ・ 内山絢子 監修：面白いほどよくわかる！ 犯罪心理学.西東社.2022
- ・ 長尾 和哉：非行・犯罪からの立ち直り 保護観察における支援の実際.金剛出版